

📖 商務部、「域外投資者による域内企業の合併・買収安全審査制度確立の関連事項についての暫定規定」を公布

2011年3月14日
第27号

企画部 調査課

2011年3月4日付で、商務部により「域外投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度確立の関連事項についての暫定規定」（商務部公告2011年8号、以下「暫定規定」と略称）が公布された。2月に国務院弁公庁により公布された「域外投資者による域内企業の合併・買収に対する安全審査制度の確立についての通知」（国弁発[2011]6号、以下「国務院通知」と略称）¹に基づき、商務部がその管轄範囲における申請者確定、申請に必要な資料、申請手続等について更に明確化した。

「暫定規定」の有効期間は2011年3月5日～8月31日となる。

「国務院通知」により、域外投資者による域内企業合併・買収に対し、既存の合併・買収関連審査のほかに、新たに域外投資者による域内企業合併・買収安全審査制度が確立された。3月5日「国務院通知」の施行に伴い、外国投資者による域内軍事関連企業、国家安全に係わる重要農産品企業、重要エネルギーと資源企業、重要運輸サービス企業等審査範囲に該当する域内企業を合併・買収する際、新規に安全審査が求められた。なお、「国務院通知」は、安全審査範囲、安全審査体制及び審査プロセス等について基本的に規定するものであるが、具体的な申請手続等オペレーション関連事項までは言及されていない。

「国務院通知」公布後の記者会見における商務部スポークマンの発言によると、同部は「実施細則」を制定中である。このたび公布された「暫定規定」の有効期限日は2011年8月31日であり、「実施細則」が正式に公布されるまでの暫定規定との位置づけである。商務部は4月8日まで「暫定規定」に対して公開の意見徴収を行い、さらに「暫定規定」の執行期間中に、各方面から意見徴収を行った上で当該「暫定規定」を修正・調整する。かかるプロセスを経て、「暫定規定」の適用期間満了

¹詳細は、当行2011年3月2日付の「BTMU(CHINA)実務・制度ニュース・レター【第25号】」をご参照。

後に、別途正式に関連規定が公布されると思われる。

「国務院通知」では、商務部を安全審査申請/申請撤回の受理および審査結果の連絡窓口として指定している。「暫定規定」は、申請者が商務部に合併・買収安全審査を提出した後の、商務部における当該申請処理の所要時間、及び合併・買収安全審査手続の完了後に商務部から申請者にその結果を通知する所要時間を明確化した。また、地方商務主管部門が合併・買収取引の審査に当たり、安全審査の申請が必要だと²判断すれば、一時的に合併・買収取引申請の受理を停止し、域外投資者に安全審査申請を商務部宛てに提出するよう要求しなければならないと、安全審査体制における地方商務主管部門の責任を明確化した。

「暫定規定」の主要内容については、以下の通りである。

◆申請者について

「暫定規定」では、複数の域外投資者が共同で域内企業の合併・買収を行う場合、複数の投資者が共同でまたは一つの投資者を指定することで、商務部に安全審査申請を提出することが可能だと規定している。

◆申請提出について

域外投資者による域内企業の合併・買収取引は、「国務院通知」が規定している安全審査範囲に該当する場合、域外投資者が商務部に合併・買収安全審査を申請しなければならない。

また、域外投資者が合併・買収安全審査を申請せず、直接地方商務主管部門に合併・買収取引を申請する場合、地方商務主管部門が当該取引が安全審査範囲に該当すると判断すれば、当該取引を一時的に受理せず、且つ書面で申請者に対して商務部に安全審査を申請するよう要求し、且つ商務部に報告しなければならない。

なお、申請者は、商務部に合併・買収取引の安全審査申請を正式に提出する前に、域内企業の合併・買収に関するプロセスの問題について商務部に相談を申し込むことができる。

² 域外投資者が地方商務主管部門に合併・買収取引審査を提出する前、域外投資者が商務部に安全審査を提出しなかった場合。

◆申請に必要な書類

「暫定規定」によると、申請者が商務部に正式に安全審査申請を提出する場合、必要な書類は以下の通りである。

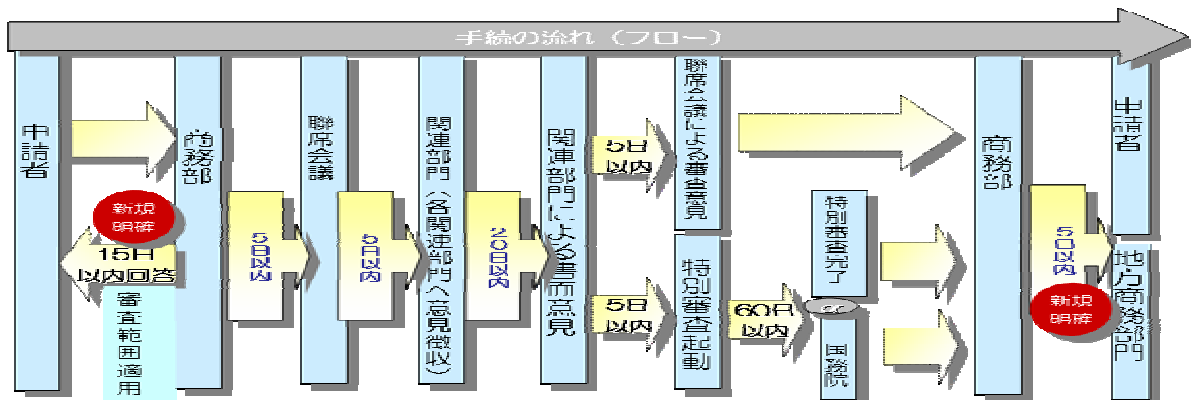
【安全審査申請に必要な書類一覧表】

- 申請者の法定代表者またはその授権者がサインした合併・買収安全審査申請書と取引状況説明書。
- 公証を受けた、法的に認定された域外投資者本人確認書類または登録証明および信用証明文書。法定代表者の本人確認書類または域外投資者の授権代表委託書、授権代表の本人確認書類。
- 域外投資者および関連企業（実質支配者、共同保有者）の状況説明、関連国家との関係説明。
- 合併・買収される企業の状況説明、定款、営業許可書（コピー）、会計監査済みの前年度財務諸表、合併・買収前後の組織図、出資企業の状況説明と営業許可書（コピー）。
- 合併・買収後、外商投資企業を設立するための契約書、定款またはパートナー協議書、および株主により委任される董事会メンバー、採用される総経理またはパートナーなど高級管理者の名簿。
- 持分合併・買収の場合、持分譲渡協議書または域外投資者が域内企業に対する増資協議書、合併・買収対象となる域内企業の株主決議、株主大会決議と関連の資産査定レポート。
- 資産合併・買収の場合、域内企業の権力機関または資産所有権の持主による資産売却に同意する決議、資産購買協議書（対象資産リスト、状況を含む）、協議書の各関係者の状況説明、関連資産の査定レポート。
- 域外投資者は合併・買収後に享受する表決権が、株主会または株主大会、董事会決議、パートナー事務の執行に対する影響の説明、その他の域内企業の経営方針判断、財務、人事、技術など実質支配権が域外投資者またはその域内外関連企業に移転する場合の状況説明、および上記に係わる協議書や書類。
- 商務部が要求するその他の書類。

◆審査プロセス

①安全審査手続の流れ

「暫定規定」は「国务院通知」に基づき、下表の通り安全審査プロセスと所要時間を更に明確化した。



「国务院通知」及び「暫定規定」に基づき三菱東京UFJ銀行（中国）企画部調査課作成

② 商務部に係る安全審査受理後の対応

申請者が商務部に安全審査申請を提出した後、商務部が当該合併・買収取引が安全審査範囲に該当すると判断すれば、商務部は15営業日以内に書面で申請者に通知する。また、申請受理日より**15営業日以内**は、申請者は当該合併・買収取引を行うことができず、且つ地方商務主管部門も当該取引の審査を行ってはならない。なお、申請受理日より**15営業日を経過**し、商務部から書面通知を受けていない場合、申請者は国家関連法律法規に基づき引き続き関連手続を行うことができる。

③ 商務部に係る安全審査完了後の対応

合併・買収取引が安全審査範囲に該当する場合、安全審査手続に入った後、商務部は連席会議の書面審査意見を受領した後、**5営業日以内**に当該審査意見書を申請者（または当事者）に書面で通知すると、その所要時間を明確化した。

④ 域外投資者以外の関連機構から安全審査申請が提出される場合の商務部に係る対応

国務院関連機関、全国産業協会、同業企業および川上、川下関連企業から域外投資者による域内企業の合併・買収に対して安全審査の必要性について提案があり、且つ商務部が安全審査範囲に該当すると判断した場合、商務部は**5営業日以内**に連席会議に報告しなければならない。

「国務院通知」及び商務部が公布した「暫定規定」の執行中に発生した問題に応じて、国家関連部門は関連規定に対して更に調整、改善を行うと考えられる。今後も引き続き域外投資者による域内企業合併・買収の安全審査体制の政策調整の動きに注目し、新たな政策が公布され次第、改めてご案内したい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p> 商务部实施外国投资者并购境内企业安全审查制度有关事项的暂行规定 商务部公告 2011 年第 8 号 </p> <p> 一、外国投资者并购属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的境内企业，应向商务部提出并购安全审查申请。 </p> <p> 两个或者两个以上外国投资者共同并购的，可以共同或确定一个外国投资者向商务部提出并购安全审查申请（以下简称申请人）。 </p> <p> 二、地方商务主管部门在按照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》等有关规定受理并购交易申请时，对于属于并购安全审查范围，但申请人未向商务部提出并购安全审查申请的，应暂不受理并购交易申请，书面要求申请人向商务部提交并购安全审查申请，并将有关情况上报商务部。 </p> <p> 三、在向商务部提出并购安全审查正式申请前，申请人可就其并购境内企业的程序性问题向商务部提出商谈申请。 </p> <p> 四、在向商务部提出并购安全审查正式申请 </p>	<p> 商務部：域外投資者による域内企業の合併・買収の安全審査制度確立の関連事項についての暫定規定 商務部公告 2011 年第 8 号 </p> <p> 一、域外投資者による合併・買収は、「國務院弁公庁：域外投資者による域内企業の合併・買収安全審査制度の確立についての通知」で明確化された安全審査範囲に該当する域内企業を合併・買収する場合、商務部に合併・買収安全審査申請を提出しなければならない。 </p> <p> 二つまたは二つ以上の域外投資者が共同で合併・買収を行う場合、共同でまたは一つの域外投資者を指定して、商務部に合併・買収安全審査の申請を提出することができる。（以下、申請者と略称） </p> <p> 二、地方商務主管部門は「域外投資者による域内企業の合併・買収の規定」、「外商投資企業投資者の持分変更に関する若干規定」など関連規定に基づき、合併・買収取引申請を受理した際、合併・買収安全審査範囲に該当するが、申請者が商務部に合併・買収安全審査を申請しなかった場合、一時的に当該合併・買収安全審査を受理せず、商務部への安全審査の申請提出を書面で申請者に要求し、且つ関連状況を商務部に報告しなければならない。 </p> <p> 三、商務部に合併・買収安全審査申請を正式に提出する前に、申請者は域内企業合併・買収に係わるプロセスの問題について商務部に相談を申し込むことができる。 </p> <p> 四、商務部に合併・買収安全審査を正式に申請 </p>

<p>时，申请人应提交下列文件：</p> <p>（一）经申请人的法定代表人或其授权代表签署的并购安全审查申请书和交易情况说明；</p> <p>（二）经公证和依法认证的外国投资者身份证明或注册登记证明及资信证明文件；法定代表人身份证明或外国投资者的授权代表委托书、授权代表身份证明；</p> <p>（三）外国投资者及关联企业（包括其实际控制人、一致行动人）的情况说明，与相关国家政府的关系说明；</p> <p>（四）被并购境内企业的情况说明、章程、营业执照（复印件）、上一年度经审计的财务报表、并购前后组织架构图、所投资企业的情况说明和营业执照（复印件）；</p> <p>（五）并购后拟设立的外商投资企业的合同、章程或合伙协议以及拟由股东各方委任的董事会成员、聘用的总经理或合伙人等高级管理人员名单；</p> <p>（六）为股权并购交易的，应提交股权转让协议或者外国投资者认购境内企业增资的协议、被并购境内企业股东决议、股东大会决议，以及相应资产评估报告；</p> <p>（七）为资产并购交易的，应提交境内企业的权力机构或产权持有人同意出售资产的决议、资产购买协议（包括拟购买资产的清单、状况）、协议各方情况，以及相应资产评估报告；</p>	<p>する場合、申請者は以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>（一）申請者の法定代表者またはその授権者がサインした合併・買収安全審査申請書と取引状況説明書。</p> <p>（二）公証を受けた、法的に認定された域外投資者本人確認書類または登録証明および信用証明書類。法定代表者の本人確認書類または域外投資者の授権代表委託書、授権代表の本人確認書類。</p> <p>（三）域外投資者および関連企業（実質支配者、共同保有者を含む）の状況説明、関連国家政府との関係についての説明。</p> <p>（四）合併・買収の対象となる企業の状況説明、定款、営業許可書（コピー）、会計監査済みの前年度財務諸表、合併・買収前後の組織図、出資企業の状況説明と営業許可書（コピー）。</p> <p>（五）合併・買収後、設立予定の外商投資企業の契約書、定款またはパートナー協議書および、各株主により委任される董事会メンバー、採用される総経理またはパートナーなど高級管理者の名簿。</p> <p>（六）持分合併・買収の場合、持分譲渡協議書または域外投資者が域内企業に対する増資協議書、合併・買収対象とされた域内企業の株主決議、株主総会決議と相応する資産査定レポートを提出しなければならない。</p> <p>（七）資産合併・買収の場合、域内企業の権力機関または財産権所有者が資産売却に同意した決議、資産買収協議書（買収する予定の資産リスト、状況を含む）、協議書の各関係者の状況、相応する資産査定レポートを提出しなければ</p>
---	--

<p>(八) 关于外国投资者在并购后所享有的表决权对股东会或股东大会、董事会决议、合伙事务执行的影响说明, 其他导致境内企业的经营决策、财务、人事、技术等实际控制权转移给外国投资者或其境内外关联企业的情况说明, 以及与上述情况相关的协议或文件;</p> <p>(九) 商务部要求的其他文件。</p> <p>五、申请人所提交的并购安全审查申请文件完备且符合法定要求的, 商务部应书面通知申请人受理申请。</p> <p>属于并购安全审查范围的, 商务部在 15 个工作日内书面告知申请人, 并在其后 5 个工作日内提请外国投资者并购境内企业安全审查部际联席会议(以下简称联席会议)进行审查。</p> <p>自书面通知申请人受理申请之日起的 15 个工作日内, 申请人不得实施并购交易, 地方商务主管部门不得进行并购审查。15 个工作日后, 商务部未书面告知申请人的, 申请人可按照国家有关法律法规办理相关手续。</p> <p>六、商务部收到联席会议书面审查意见后, 在 5 个工作日内将审查意见书面通知申请人(或当事人), 以及负责并购交易管理的地方商务主管部门。</p> <p>(一) 对不影响国家安全的, 申请人可按</p>	<p>ばならない。</p> <p>(八) 合併・買収後、域外投資者が享受する表決権は、株主会または株主総会、董事会決議、パートナー事務の執行に対する影響についての説明、域内企業の経営戦略、財務、人事、技術など実質支配権を域外投資者またはその域内外関連企業に移転するその他の状況説明および上記状況に相応する協議書や書類。</p> <p>(九) 商務部が要求するその他の書類</p> <p>五、申請者が提出した合併・買収安全審査に関する申請書類が完備し、且つ法定要求に合致する場合、商務部は申請者に申請の受理を書面で通知しなければならない。</p> <p>合併・買収の安全審査範囲に該当する場合、商務部は15営業日以内に書面で申請者に通知し、また、通知後5営業日以内に域外投資者より域内企業合併・買収安全審査部レベル連席会議(以下連席会議と略称)に提出して審査をも受けるよう促す。</p> <p>申請者に申請受理日を書面で通知した日より15営業日以内は、申請者は合併・買収取引を行ってはならず、地方商務主管部門は合併・買収審査をしてはいけない。15営業日後、商務部が申請者に書面で通知していない場合、申請者は国家関連法律法規に基づき関連手続を行うことができる。</p> <p>六、商務部は連席会議の書面審査意見を受けた後、5 営業日以内に書面で審査意見を申請者(または当事者)及び合併・買収取引を管理する地方商務主管部門に通知する。</p> <p>(一) (合併・買収取引が) 国家安全に影響が</p>
--	---

照《关于外国投资者并购境内企业的规定》、《外商投资企业投资者股权变更的若干规定》、《关于外商投资企业境内投资的暂行规定》等有关规定，到具有相应管理权限的相关主管部门办理并购交易手续。

(二) 对可能影响国家安全的，申请人未经调整并购交易、修改申请文件并经重新审查，不得申请并实施并购交易。

(三) 外国投资者并购境内企业行为对国家安全已经造成或可能造成重大影响的，根据联席会议审查意见，商务部会同有关部门终止当事人的交易，或采取转让相关股权、资产或其他有效措施，以消除该并购行为对国家安全的影响。

七、在商务部向联席会议提交审查后，申请人对申报文件有关内容做出修改或撤销并购交易的，应向商务部提交交易修改方案或撤销并购交易申请。商务部在收到申请报告及有关文件后，于 5 个工作日内提交联席会议。

八、外国投资者并购境内企业，国务院有关部门、全国性行业协会、同业企业及上下游企业认为需要进行并购安全审查的，可向商务部提出进行并购安全审查的建议，并提交有关情况的说明（包括并购交易基本情况、对国家安全的具影响等）。属于并购安全审查范围的，商务部应在 5 个工作日内将建议提交联席

ない場合、申請者が「域外投資者による域内企業の合併・買収の規定」、「外商投資企業の投資者持分變更に係わる若干規定」、「外商投資企業の域内投資に係わる暫定規定」等関連規定に基づき、関連管理権限のある関連主管部门に合併・買収取引手続をすることができる。

(二) (合併・買収取引) が国家安全に影響を与える可能性がある場合、申請者が合併・買収取引書類を調整、申請書類を修正せず、且つ再度審査を受けない限り、合併・買収取引を申請し、実行してはならない。

(三) 域外投資者による域内企業合併・買収が既に国家安全に対する重大な影響を与え、または与える可能性がある場合、連席會議の審査意見に基づき、商務部は関連部門と協働し当事者による取引を中止し、または当該持分、資産の譲渡またはその他の有効な措置を取ることで、当該合併・買収が国家安全に与える影響を排除する。

七、商務部が連席會議に審査申請を提出後、申請者は申請文書の関連内容を修正し、または合併・買収申請を撤回する場合、商務部に取引修正案、または合併・買収申請の撤回を提出しなければならない。商務部は申請報告及び関連書類を受領した後、5 営業日以内に連席會議に提出しなければならない。

八、域外投資者が域内企業を合併・買収する際、國務院関連機関、全国業界協会、同業界企業及び川上、川下企業が合併・買収安全審査を行う必要があると考える場合、商務部に合併・買収安全審査提案を提出し、且つ関連状況説明（合併・買収基本状況、国家安全に与える具体的な影響等を含む）を提出することができる。（合

<p>会议。联席会议认为确有必要进行并购安全审查的，商务部根据联席会议决定，要求外国投资者按本规定提交并购安全审查申请。</p> <p>九、外国投资者并购境内企业申请未被提交联席会议审查，或联席会议审查认为不影响国家安全的，若此后因调整并购交易、修改有关协议或文件等因素，导致该并购交易属于《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》明确的并购安全审查范围的，当事人应当停止交易，由外国投资者按照本规定向商务部提交并购安全审查申请。</p> <p>十、本规定未尽事宜，按照《国务院办公厅关于建立外国投资者并购境内企业安全审查制度的通知》执行。</p> <p>十一、本规定自 2011 年 3 月 5 日起实施，有效期至 2011 年 8 月 31 日。</p>	<p>併・買収取引が) 合併・買収安全審査範囲に該当する場合、商務部が 5 営業日以内に意見書を連席会議に提出しなければならない。連席会議は合併・買収安全審査を行う必要があると判断する場合、商務部が連席会議の決定に基づき、域外投資者に本規定に基づく合併・買収安全審査申請の提出を要求することができる。</p> <p>九、域外投資者による域内企業合併・買収申請が連席会議審査に提出されない場合、または連席会議審査が国家安全に影響を与えないと判断した場合でも、その後、合併・買収取引の調整や、関連協議書または書類の修正等の要因で、当該合併・買収取引が「国务院弁公庁の域外投資者による域内企業の合併・買収に関わる安全審査制度確立についての通知」で明確化された合併・買収審査範囲に該当した場合、当事者は取引を中止しなければならず、域外投資者は本規定に基づき商務部に合併・買収安全を申請しなければならない。</p> <p>十、本規定に規定されていない事項は、「国务院弁公庁：域外投資者による域内企業の合併・買収に関わる安全審査制度確立についての通知」に基づき、執行する。</p> <p>十一、本規定は 2011 年 3 月 5 日より施行し、有効期間は 2011 年 8 月 31 日までである。</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext. 4250
丁海聡 TEL021-6888-1666 ext. 4255